

要介護・要支援認定業務の一部外部委託について

1 経緯

現在、①認定申請の受付、②主治医意見書及び認定調査票などの認定審査会資料の読み込み、③認定審査会の運営(事務局)、④認定結果の通知までの一連の事務を市職員が担っていますが、年々増加する認定申請に対し、配置された職員数での対応が厳しい状況となっています。

要介護・要支援認定者数は、後期高齢者の増加に伴い、令和17年度のピークに向け、今後も増加する見込みです。

そのため、業務を効率的に遂行するための手法を検討した結果、要介護・要支援認定業務の一部を外部委託することといたしました。

2 委託する業務

認定申請の窓口受付、電話対応、認定審査会資料の印刷及び発送、認定審査会資料の整合性確認(通常分)、認定審査会の事務局運営(補助)、認定結果通知発送を委託します。

なお、困難ケースの対応、庁内外調整、認定審査会資料の整合性確認(疑義分)、認定審査会の事務局運営、認定結果に対する不服審査対応などの業務については引き続き市職員が行います。

3 委託開始時期

令和8年4月

なお、令和7年8月からプロポーザルによる公募を行い、移行が円滑に行われるよう、準備期間(実務の引継ぎ期間)を4か月間(令和7年12月から令和8年3月まで)設けます。